

第2節 計画の周知と推進体制

1 計画の周知

計画の推進にあたっては、県民の理解、協力が不可欠です。県の広報誌やホームページ等多様な情報手段を活用し、すべての県民が本計画の趣旨を共有できることを目指します。

2 計画の推進体制

横断組織の設置

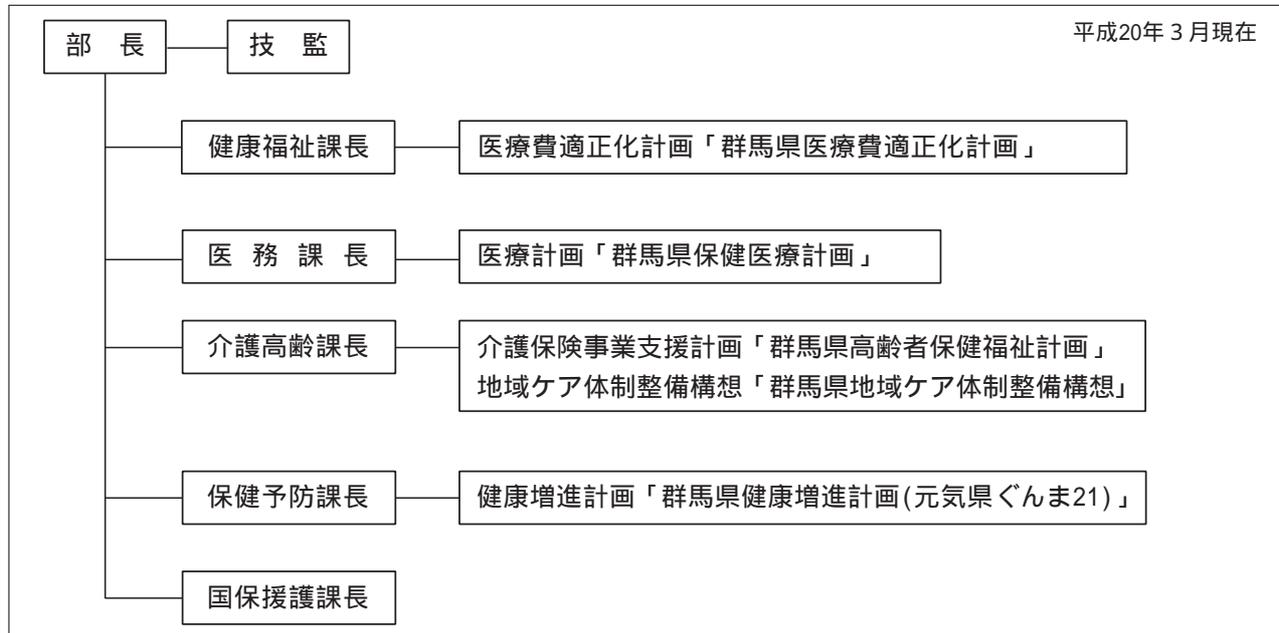
国の医療制度改革を受けて、県では関係課相互の連絡調整及び情報交換を密にし、横断的な取組みを円滑に行うため、平成18年3月から「医療制度問題連絡会議」を設置しています。

「医療制度問題連絡会議」の概要

構成

健康福祉部長、技監、健康福祉課長、医務課長、介護高齢課長、保健予防課長、国保援護課長を構成員とし、連絡会議には関係課の担当者による作業班が置かれています。

図表 5 - 2 医療制度問題連絡会議の構成と所管計画一覧



協議事項

安心、安全な医療制度に関すること。

医療費適正化計画に関すること。

医療計画、介護保険事業支援計画、地域ケア体制整備構想、健康増進計画に関すること。

その他医療制度改革関連事項